

第76回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成29年3月24日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上 月 支 所 長	和 田 始	南 光 支 所 長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 22 号 佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 9 号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 14 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 4 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 25 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 40 号 平成 29 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 41 号 平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 42 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 43 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 44 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 45 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 46 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 47 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 48 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 49 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 50 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 51 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 53 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 54 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 55 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 23. 議員派遣について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。議員並びに町当局の皆様には、おそろいでお出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

3 月 3 日に開会しました第 76 回定例会も本日最終日を迎えました。

昨日は、特に小学校の卒業式、そして、まなび舎農園の披露式ということで、その間のいろいろと忙しい行事もありました。あと、明日は、徳久保育園の閉園式というようなことで、3月は非常に行事盛りだくさんの中での議会日程でした。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

日程第1．議案第22号 佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第2．議案第9号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第3．議案第14号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） まず、日程第1から日程第3を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから、日程第3、議案第14号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第22号、第9号、第14号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、竹内日出夫君。

〔総務常任委員長 竹内日出夫君 登壇〕

総務常任委員長（竹内日出夫君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の開催結果について報告をいたします。

本委員会は、3月9日、午前9時30分から議員控室で開催いたしました。

本委員会に出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、総務人事室室長及び担当主事、税務課長であります。

本案件に付託された議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてと、関係のある議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について。そして、議案第14号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についての審査をいたしました。

まず、議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についての当局の追加説明は、条例の新規制定である。町の機関に係るそれぞれの行政手続等について、現在は書面等によることを基本としているが、それに加えて電子情報処理組織を使用する。要は情報通信の技術を利用する方法等により行うことができるように条例の制定がなされたものである。

第1条については、目的等について規定している。第1点目は、この条例の対象となるのは、「町の機関等に係る申請、届出その他の手続等」であって、町民から町の機関等へ申請、届出や町の機関等から町民への処分通知などの、町の機関等を主体又は名宛とする手続等である。また、電磁的記録の縦覧や作成なども含めるため、手続「等」と規定して

いる。2点目は、書面等の作成や保存にかえてパソコン等を利用して電磁氣的記録を作成・保存するといった電子機器等を使えるような情報の整備をすることを目的としている。

第2条については、用語の意味を定めるものであり、説明は省略する。

第3条は、電子情報処理組織による申請等をそれぞれ4項まで記載している。第1項については、条例等により書面で行うこととされている申請等を、個別条例等を改正せずに当該申請等のオンライン化等ができる旨を規定している。第2項については、本条の直接適用となるのは、申請等のうち条例等の規定により書面等により行うこととしているものであり、条例等で申請等の方法について何の規定もないような申請等については、本条の適用はないという規定である。第3項と第4項は省略する。

第4条については、電子情報処理組織による処分通知等について規定をしている。第1項については、処分通知等のオンライン化等を可能とする規定である。

第5条については、電磁的記録等による縦覧等について規定している。第1項については、条例等の中には、町民の方々から届出された書面等を公衆の縦覧に供するなど縦覧・閲覧に関する手続も存在している。本項では、申請等や処分通知等のオンライン化等と同様に、条例等により書面等で行うこととしている町の機関等が作成した登録簿等の縦覧あるいは閲覧についても規則で定める方法により電子化をすることが可能であるとしている。第2項については、縦覧等の書面等みなし規定である。

第6条については、条例等において、書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、個別の条例等を改正せずに規則で定める方法により、コンピュータ等の利用による当該書面に係る電磁的記録の作成、保存をもって、これにかえることができることを規定したものである。

第7条、手続等にかかる情報システムの整備等、第8条、手続に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等、第9条、委任については、省略する。

施行期日については、附則に規定されているとおり平成29年7月1日からである。

7月1日から順次サービスが実施されるが、子育てワンストップサービスが、行政と町民の関係が強くなるので、それに先がけて国のほうで整備されるため、各市町も条例整備を図っている。

現時点では、情報提供等記録表示、自己情報表示、遅らせ、民間送達サービスとの連携、子育てワンストップサービス、公金決済サービスについて順次開始予定であるが、このサービスの住民の情報のやりとりの記録を確認できるようにするための条例整備である。また、スマホ等を利用して利用することもできる。

電子記録媒体の申請ができるようになったので、便利になり紙媒体の経費の削減にもつながる。

続いて、議案第9号の追加説明がありました。

電子記録媒体で手続きができるようになったことに伴い、佐用町行政手続き条例の一部を改正するものである。

今回の改正は、第8条と第33条である。この条例も平成29年7月1日から実施されるとの当局の追加説明があり、議案第22号の佐用町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例についての質疑に入りました。

質疑については、理由として、子育てワンストップサービスの開始に伴いとある。7月から国のほうで子育てに関しては始まるということであるが、条例については、おおもとの整備との説明があったが、町の行政の申請は膨大な項目があると思うが、子育てにかかわらない、その他の申請についてはどのようなになっているのかとの質疑があり、これに対し、平成29年度から順次、本格運用されるようになる。この内容に関しては、予防接種、児童手当等の児童福祉関係を説明したが、ほかに児童扶養手当、保育園の入所手続きなど

も整備されればできるようになる。国が考えているのは、国民年金の保険料の申請免除とか医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化など計画している。町もシステムの改修をしていく必要があり、29年度、整備を予定しているのは、児童福祉のほうで、児童手当関係の整備を当初予算に上げ整備をしていく予定である。そのほかについては、システム会社との調整等ができていないので予算がどれだけ必要なかわからない。今後の補正予算で順次対応していきたいとの当局の答弁がありました。

次に、子育て以外のシステムを改修するとなると膨大な予算が必要になると思う。オンラインにするためにはソフトを入れるとかの手続きが必要なのか。これに対し、今回は、児童手当のみのシステム改修であり、その他については、その都度予算計上して対応して行きたい。家庭のパソコンから利用する場合はカードリーダーを取りつける必要がある。その他、パソコンにインストールするソフトが必要になるが、これについては無料でネットを利用しダウンロードできるようになるとの答弁がありました。

さらに、第7条第2項で、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するように努めるものとするところがあるが、安全性の確保は、どのようにするのかとの質疑がありました。これに対し、セキュリティ関係については、民間を通じずに、強靱なセキュリティシステム改修を行っているところである。特に、マイナンバーになることによって、情報漏れが一番恐ろしいことであり、佐用町だけの問題ではなくて、県、国等も一緒になって情報漏れがないように、万全な体制で取り組んでいるところである。情報のやり取りについては、一度国のサーバーを通じて管理しているので、セキュリティ関係について大丈夫かと考えているとの答弁がありました。

また、戸籍謄本などの手数料の要る申請はどうなるのかとの質疑があり、今の段階で手数料の必要な申請はできないが、国では2019年の通常国会に向けて検討することになっており、国のほうでは戸籍事務とか旅券事務などを検討するとの情報が入っているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論はなし。

採決の結果、全員賛成で議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例についての質疑に入り、先ほどの条例に関してということであるが、添付書類についても文書についても新たに規定しなくても規定されていると思うがどうかとの質疑があり、これに対し、今回の条例改正は、個々の申請については、条例として上がっていない。その他の申請ということで上げているとの答弁がありました。

さらに、許認可事項を拒否する場合、内容を詳しく知りたい時にオンラインで通知すれば事足りるのかとの質疑があり、電磁で申請されるのであれば、同じように電磁で理由の提示についても可能であるが、今まで同様の資料請求もできるとの答弁があり、質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案14号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についての審査に入り、当局の追加説明は、一部改正の概要については、本会議で提案説明しているので割愛する。

主な改正内容については4点あり、1点目は、特定非営利活動促進法の一部改正により「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更するものである。

2点目は、住宅取得等に係る措置の適用期限の延長である。これは、平成31年6月30日を平成33年12月31日まで延長するものである。この措置による個人住民税の減収額

は全額国費で補てんされる。平成 28 年度においては 554 万 7,000 円となっている。

3 点目は、法人町民税法人税割の税率改正の時期の変更である。法人町民税法人税割の税率 9.7 パーセントを 6 パーセントに引き下げを平成 31 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用するものである。これは地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の一部を「地方法人税」として国税化し交付税原資化するものである。

4 点目は、車体課税の見直し実施時期の変更である。自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税における環境性能割を新たに創設し、その導入時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更するものである。

以上、主な改正を説明したが、法人町民税法人割の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の導入については、消費税率が 10 パーセントの引き上げに伴うものであるとの追加説明の後、質疑に入り…。

法人税の税率改正について、減収分は交付税で原資化するということであるが、減収分については、交付税でみられると考えてよいかとの質疑がありました。これに対し、そのとおり交付税でみられるということであるとの答弁。

さらに、原資化されるのは、平成 31 年 10 月 1 日まで延期されたから、それまで原資化するというのか。これ以降はどうかとの質疑があり、これに対し、平成 26 年度に税制改正があった。12.3 パーセントから 9.7 パーセントに減額された時に、既に法人税、住民税、法人割の一部を国税化したということで、既に交付税措置がなされている。今回の税制改正においても減収分については、交付税の原資化ということであるとの答弁がありました。

これで質疑を終結し、討論に入りました。討論はなし。

採決の結果、全員賛成で、議案第 14 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、付託案件の審査結果を報告終わります。

議長（岡本安夫君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 22 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず、日程第 1、議案第 22 号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 2、議案第 9 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 9 号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 14 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 4 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 5．議案第 25 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第４と日程第５を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第４号、町道路線の認定についてと、日程第５、議案第２５号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第４号と第２５号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） 第７６回定例会におきまして産業厚生常任委員会に付託されました審査の報告について報告させていただきます。

審査日時は、平成２９年３月１３日、月曜日、午前９時２７分の開始であります。

審査場所につきましては、第１庁舎西館３階議員控室。

出席者におきましては、当委員会７名。当局からは、町長、副町長、総務課長、商工観光課長、商工観光課定住対策室長、建設課長。また、現地確認ということで、現地で対応していただいた職員に関しましては、建設課河川事業室長、建設課道路河川管理室室長補佐兼用地係長。そして、事務局局長と局長補佐でございます。

まず、議案第４号、町道路線の認定について、まず、建設課より補足の説明をいただきました。大酒地内で河川改修があり、それに伴い物件の移転がありました。民家が２軒、農道側のほうに家を建てられた。そのことに伴い生活実態が農道側のほうになった。これに伴い、地元からの要望等も踏まえて、農道を北側から国道に至るまでの間、４５０メートル間について、新しく町道として認定をするという説明でございました。

これを踏まえて質疑に入りました。

質疑に関しましては、今の堤防側の河川側の道路について、そのまま町道として変更しないことの確認でございました。答弁としては、井戸の施設の管理という面で、川側のほうからフェンスがあり、川側のほうから維持管理をしていく必要があるということで、この旧道の部分については、そのまま町道として残すということでありました。

質疑は以上であり、午前９時３８分から現地での視察を開始いたしました。

現場確認を終え、午前１１時１０分に再び審議を再開いたしました。

現場確認を踏まえて質疑を求めましたが質疑はなし。

質疑がないということで、討論に入りました。

討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、全員賛成で、議案第４号、町道路線の認定については、原案どおり可決をされました。

続きまして、議案第２５号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についての審議をいたしました。

まず、当局の追加説明を求めました。

最初に、五反田住宅の経緯、現状についての説明がありました。五反田住宅、定住促進住宅については、鉄筋５階建ての６０戸の住宅であり、平成６年に建設をされ、この５月

末で 23 年が経過をする。平成 20 年 4 月 1 日で雇用促進住宅の役割を終え、平成 22 年に佐用町が定住促進住宅として位置づけて取得をした。取得してからは、新婚世帯、子育て世帯、単身世帯については、最初の 4 年間のみ減額措置を行って入居を受け付けている。五反田住宅につきましては、1 つの自治会であり、総会に担当者等、何度も出向いて、入居者等のニーズ把握を行っている。入居者のニーズ把握とともに、町当局のほうからも要望として雇用促進時代からの流れを汲んで、町で管理をしていた共用部分の会計、つまり共益費の独自運営をお願いをした。これについては、佐用町のほかの団地では、もう既に取り組んでいる状況であるとの説明を受けました。このたび共益費部分、条例改正について、自らで独自運営をするということで、入居者の理解をいただいて、今回の条例改正の運びとなった。また、今現状、今では、インフラ整備、町がやってきたこと、それをご理解いただいて、今、非常に人気のある町営住宅の 1 つであり、満室になるとの説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑については、家賃についての質疑がありました。答弁としては、定住促進住宅の場合は、家賃は通常の町営住宅と違って、所得基準ではなく固定化ということで、全ての家賃体系について詳細な説明がございました。

あと、駐車場の数について、入居戸数が 60 戸ではあるが、駐車台数は幾ら可能なのかということが質問されました。それに対して、答弁は、駐車台数としては、約 100 台前後になるという答弁がございました。

ほかの質疑としましては、他の町営住宅でも同様の扱いになっているのかという質疑がありまして、町が合併して、元々、それぞれ 4 町の取り組みがさまざまではあったけれども、合併 10 年を経過をして、今まで、いろんな調整とっており、とれるところはやっている。共益費につきましては、このような形で全ての団地で同じように扱いをしているという答弁がありました。

質疑は以上であり、討論に入りました。

討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、全員賛成ということで、議案第 25 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決をいたしました。

2 つの可決をみまして、11 時 20 分に審査を終了しました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 4 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を行いますので、よろしくお願いします。

まず、日程第 4、議案第 4 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第4号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第5、議案第25号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第25号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- | | |
|--------------|---|
| 日程第6．議案第40号 | 平成29年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第7．議案第41号 | 平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第8．議案第42号 | 平成29年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第9．議案第43号 | 平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第10．議案第44号 | 平成29年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第11．議案第45号 | 平成29年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第12．議案第46号 | 平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第13．議案第47号 | 平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第14．議案第48号 | 平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |

- 日程第 15. 議案第 49 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
(委員長報告)
- 日程第 16. 議案第 50 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 17. 議案第 51 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 18. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 19. 議案第 53 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 20. 議案第 54 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 21. 議案第 55 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について (委員長報告)

議長 (岡本安夫君) 続いて、日程第 6 から日程第 21 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 21、議案第 55 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題とします。

議案第 40 号から議案第 55 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。予算特別委員長、金谷英志君。

〔予算特別委員長 金谷英志君 登壇〕

予算特別委員長 (金谷英志君) 当予算特別委員会に付託されました平成 29 年度佐用町一般会計及び各特別会計予算案の審議について報告いたします。報告については全議員で構成する委員会ですので主な質疑の概略を述べさせていただきます。

審議日時は 3 月 6 日、議場にて行いました。

出席者は全議員と当局から町長、副町長、教育長、各課長、関係課室長です。

まず、一般会計について報告します。

歳入では町税で、町民税滞納繰越額の根拠についての質疑があり、個人住民税は調定額に徴収率 28.8 パーセントを見込んでの計上との答弁があり、法人税 38 パーセント減額の理由については、3 カ年の平均徴収率その中で 25 年度の徴収率が高かったためとの答弁がありました。負担金では、コミュニティバス運行事業負担金の増額理由については、利用者増を見込んでいるとの答弁があり、国庫支出金の臨時福祉給付金の増額要因については、対象者は前年度とほぼ同じだが、今後 3 年間の積み残し分を計上との答弁がありました。市町村保健師育成事業補助金の内容については、新人の保健師にトレーナーを付け 3 年間程度育成するもの、29 年度は高年介護課の 2 名採用分が増額しているとの答弁があり、県支出金では、産地パワーアップ事業補助金の事業内容については、農業機械等の整備に対する補助金で、補助先は未定との答弁がありました。介護保険円滑実施特別対策補助金の減額理由については、特別養護老人ホーム利用者の減免対象者の減を見込んでいるとの答弁があり、町債では、合併特例債の残高については 29 年度を含め差し引き 30 億 1,800

万円残になるとの答弁がありました。

続いて歳出に移り、総務費では、自治会統合の影響の認識については統合した自治会長からは要望、課題等の申し入れはないとの答弁があり、公共無線 LAN 整備の運用については、広く多くの方が利用できるよう PR していくとの答弁がありました。地域おこし協力隊への指導については、一人一人ヒヤリングして取り組み状況を聞いているとの答弁がありました。滞納管理システム整備委託料の内容については、システム導入により収納の滞納と督促事務のスピードアップができるとの答弁があり、このシステムの税だけでなくほかへの対応については、他の住宅使用料、上下水道料などのシステム導入、開発額は高額になる。総合的につくることは考えていないとの答弁がありました。

民生費では、地域福祉計画策定の委員構成については、学識経験者は医師会長のみを検討しているとの答弁があり、高年クラブ減少への対策については、役員に負担がかからないような事業展開をしているとの答弁がありました。福祉資格取得事業助成金の皆増の理由については、定住自立圏の連携事業で行うもので福祉の資格を取得する経費を助成するものとの答弁があり、三日月保育園園舎改修するに当たり未満児保育への対応については、未満児対応の床暖房を据えつける対応を考えているとの答弁がありました。在宅当番医制運営委託料の関係で緊急診療への対応については、中央病院と共立病院で対応している。それ以外にも救命救急センターや消防署に連絡して病院を紹介してもらえとの答弁がありました。

続いて農林水産業費では、地域農産物高付加価値化及び販売促進業務委託の地域商社育成とはどういう事業かとの質疑には、どう取り組みをすれば出荷者が増えるか、仲介役としてどうかかわるかなどを検討するものとの答弁があり、新規就農総合支援事業費補助金と就農人材等育成研修補助金関連で人材育成をどう図るかとの質疑には、イチゴ栽培のほか、長野県からの移住の予定がある、さよういきいき起農塾の研修活動費に充てるとの答弁があり、産地パワーアップ補助金の稲作からの脱却に向けどういう方針かについては、次世代型農業プラントのトマト栽培を考えており、担い手づくりは佐用高校とタイアップするとの答弁がありました。

商工費では、地域若者サポートステーション事業相談員謝金の増額については、ニーズの把握が困難だが保健師、民生委員等での把握に努力するとの回答があり、新規起業・創業支援事業助成金の現状については、創業塾を開催しており 16 人に助成しているとの答弁がありました。後継者育成支援事業の内容については、商工会青年部女性部へのもので商工会からの要求の金額をそのまま上げているとの答弁がありました。

土木費では、徳久駅構内架線橋工事は町もからむ工事であり入札などのスケジュールは J R と共有すべきとの質疑には、3 月中に協議するとの答弁があり、河川改修の要望件数については、土砂の除去、雑草処理など年間 3、4 件あるとの答弁がありました。

次に教育費では、パソコン 160 台の配置については、以前のパソコン教室と違い、今回はタブレット端末で各学校の最大数を計画しているとの答弁があり、乃井野陣屋表門移築で住民への説明会の開催については、地元の推進委員会を立ち上げられるとのことで、ここで対応してもらいたいとの答弁がありました。利神城の国指定に向けたスケジュールについては、基本構想とか整備計画があるので、地元と協議しながら進めていくとの答弁があり、町民プールあめんぼの大規模改修がされるが、利用者増の取り組みについては無料スクールを開催している。広報等で PR し、新たなスクールの開設も考えているとの答弁がありました。

以上、一般会計の質疑を終了し討論に入り、反対討論では、町民の暮らし向きが大変な中、暮らしを応援する手立てが不十分との討論がありました。賛成討論では、厳しくなる財政の中でテーマごとに現状を考慮した各種施策への取り組みが伺え評価できるとの討論

がありました。

採決の結果、賛成多数で議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案は原案のとおり可決されました。

翌 3 月 7 日には、各特別会計予算案の審議を行いました。

出席者は全議員。当局からは町長、副町長、教育長、各課長、関係課室長です。

メガソーラー事業収入特別会計では、LLP は公開性がみられない。将来的に株式会社に
する考えはとの質疑には、監査委員に見てもらう仕組みもある。株式会社化はしないで構
成組織という形で運営していきたいとの答弁があり、ソーラーパネルの耐用年数と防犯体
制については、保障期間は 15 年だが 20 年はもつ。フェンスを張り警備会社に警備を委託
しているとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で議案第 41 号、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会
計予算案は全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて国民健康保険特別会計では、保険税の前年度比増額の理由については、28 年度の
積算が実態と比べると下回っていたとの答弁があり、加入者の状況と平均の年間保険税額
については 2,630 世帯、町全体の約 38 パーセントが加入。被保険者は 4,328 人、町全体
の約 25 パーセントに当たる。28 年度速報値で 7 万 9,280 円が 1 人当たりの平均調定額と
の答弁がありました。医療給付費の動向をどう見ているかとの質疑には、27 年、28 年度
の決算と 28 年度の動向を勘案する。1 件当たりの医療費は高くなっているとの答弁があ
り、保険事業費の減額理由については、特定健診の目標 1,400 人分は確保している。現状
を勘案して予算を置いたとの答弁がありました。

討論では、一般会計からの繰り入れにより払える保険税にすべきとの反対討論があり、
賛成討論は、保険給付の動向を適切に勘案して必要な経費の見込みがされているとの討論
がありました。

議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のと
おり可決されました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、保険料の軽減措置の予算への反映については、29
年度の細かい数字的なものはないとの答弁がありました。

討論は反対、賛成それぞれ意思表示があり、議案第 43 号、平成 29 年度佐用町後期高齢
者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

介護保険特別会計では、総合事業への移行は、どう予算に反映されるのかとの質疑につ
いては、介護予防事業の訪問介護と通所介護その部分が主に新しい総合事業に移るとの答
弁がありました。

討論は、反対、賛成それぞれ意思表示があり、議案第 44 号、平成 29 年度介護保険特別
会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

朝霧園特別会計では、入所者が減る原因については、希望者がいない。施設見学はする
が他の施設と比較で、ほかに行かれるとの答弁があり、今後の施設の改修計画については、
計画的に取り組んでいきたいが、検討メンバーもタイムスケジュールも決まっていないと
の答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で、議案第 45 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計予算案は、
原案のとおり可決されました。

次に、簡易水道事業特別会計では、人口減少による運営への影響についての質疑には、
トレンドとしては、これからも減少していく。それに向けては、効率的な運営を長期的・
計画的に行うこととの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で、議案 46 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案
は原案のとおり可決されました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計では、未加入者への対応についての質疑には、未接続は個別の浄化槽を設置している人がほとんどで、この方を訪問しているとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で、議案第 47 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 48 号、佐用町生活排水処理事業特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

西はりま天文台公園特別会計では、雑入 553 万 5,000 円の減額の理由について、県では、今年度から一律 10 パーセントを減額している。さらなる効率的運用を求められているとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で、議案第 49 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は原案のとおり可決されました。

議案第 50 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 51 号、平成 29 年度佐用町歯科保険特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 52 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 53 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 54 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 55 号、佐用町水道事業会計予算案では、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

以上で、予算特別委員会に付託された案件についての報告を終わります。

議長（岡本安夫君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 40 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず日程第 6、議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

平成 29 年度予算案は、子育て支援を求めてきた住民の切実な願いに応えて、学校給食費の半額助成や地元食材の使用拡大、保育園、幼稚園、学童保育の保育料を第 2 子から無料にする。小中学校副教材費相当額の商品券の助成。中学 3 年までを対象にしたインフルエンザ予防接種の助成が、昨年に引き続き行われております。

今年、新たに病気の回復期の保育である病児・病後児保育の実施、若者定住対策として、40 歳以下の若者に対し、住宅新築、住宅取得等に応援金を新設。学童保育を三日月、南光

地域で実施される施策は一定評価できますが、予算全体には大きな問題があります。

問題点の第1は、基金のため込みです。町は、これまで合併11年目からの普通交付税の大幅な減額が行われるとして、行革を進め、町民要求を抑えてきました。しかし、国は、合併時点では想定されていなかった支所経費などを交付税に算定し、交付税削減額が緩和されています。これまで合併算定替で終了に備えるとしてため込みをしている基金の財源を、町民の暮らしを守るために有効に活用すべきです。

第2は、町民の暮らしを応援する手立てです。国保税や介護保険料、利用料の軽減のために一般会計からの、さらなる繰り入れを行い、住民負担を軽減すべきです。学校給食の完全無料化で子育て支援のさらなる充実が求められます。交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービス、さよさよサービスは、社会福祉協議会に移譲されていますが、毎日運行をすること。福祉タクシーの利用回数制限の緩和など、利用者の利便性向上と同時に、タクシー業者の影響を守るべきです。コミバス運行は、近隣の料金に合わせる対応で、乗車料金が引き下げられました。現行バスの土日運行、全町域を網羅し、公共交通のさらなる充実が求められております。保育士の正規雇用を増やすべきです。保育士の正職員化は保育の資質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要です。保健師は、保健・医療・福祉の充実に重要な役割をしています。さらに増員を図るべきです。また、特定健診の充実で、健康で長寿を喜べるまちづくりを進めることです。さらに、文化・スポーツの発展を支援するためにも町民の公共施設利用料は免除すべきです。支所・出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要です。

第3は、産業振興の振興です。農業では、農業特産品の育成を強め、JA、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など、実行性のある農業振興への取り組みが必要です。商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を町の責任で直接把握すべきです。また、中小企業振興条例を制定して、抜本的な商工業者への支援が求められます。地域循環型の経済政策を進めることについて、町内商工業者の支援として、全国で有効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入をするべきです。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきです。

最後に町政運営について、第3次、町行政改革に基づく対応が行われておりますが、住民との懇談の場を設け、住民の声に応える町政運営が求められております。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な予算であることを指摘して、反対討論とします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 平成29年度一般会計当初予算案に対する賛成の立場で討論させていただきます。

歳入では、町税の若干伸びではありますが、交付税は段階的に縮減措置による減額で、年々厳しくなる状況の中、29年度予算案は一般会計総額127億7,995万5,000円、佐用町第2次総合計画の初年度であり、テーマごとに現状認識に立ち、課題に配慮した予算編成になっています。

安心・安全のまちづくりでは、若者定住応援金制度の導入、定住する新卒者の就職奨励

金支給、また、結婚新生活支援補助金制度の創設、地域防災の能力向上、地域交通の安全と機能の向上、子育て支援、子育て環境の分野では、保育環境の充実、全町全域での学童保育の実施、産業振興では、農業の効率化につなげる施策。販路開発による特産品ブランド化と販売力の向上を目指す取り組み。観光客や交流人口の増加を目指す環境整備等広範囲にわたった施策の展開を予算化しています。

29 年度予算に盛り込まれている多種多様の施策の目的達成には、町民の理解と協力が不可欠であることはいうまでもありませんが、それ以上に行政の組織力、実行力、そして推進体制の強化が特に重要になってきます。

平成 29 年度の予算執行に当たっては、さらに継続施策の見直しと、改善を図りつつ、基本である健全な財政運営がなされることを望み評価できるものであると認め、賛成の討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 7、議案第 41 号、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 8、議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の

反対討論を行います。

平成 29 年度国民健康保険予算では、国保税は据え置かれておりますが、昨年 8 パーセント、世帯当たり 8,114 円の引き上げ、平成 24 年には平均 10 パーセント、世帯当たり 1 万 3,876 円。平成 25 年には 6 パーセント、世帯当たり 7,741 円と引き上げてきました。

国保加入者は、他の公的医療保険に比べ、高齢者や低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えており、その結果として高すぎる国保税になっています。高すぎる国保税の引き下げは近々の課題です。

国民健康保険税の平成 27 年度決算で滞納額は、7,636 万円になっています。保険税の異常な高騰と貧困層、境界層への実効ある救済策がない制度の不備が起こっています。

滞納対策は、町民の生活実態をよく聞き、親身に対応することを求めます。滞納を減らすためには、払える国保税にしていくことが大切です。国民皆保険を持続可能な制度にするために、国庫負担割合を給付費の 6 割以上という 1984 年の負担水準に回復する必要があります。国への働きかけが重要です。

また、平成 29 年度予算で、国の保険者支援金が予算化されています。昨年度と同額、保険者 1 人当たり約 5,000 円の保険税軽減に相当するものです。国の支援金を一般会計の繰り入れを減らす対応に使うのではなく、本来の趣旨である高すぎる保険税の引き下げに使うべきです。

平成 30 年度からは、県との共同事業になります。町の一般会計からの繰り入れについて、国は自治事務で当然認めております。

さて、今年から 70 歳から 74 歳までの医療費窓口負担 2 割化は 73 歳まで拡大されます。さらに、高額医療費制度は 70 歳以上の年収 155 万円から 370 万円の外来で 2,000 円引き上げられ 1 万 4,000 円に、入院を含む負担上限は、1 万 3,200 円引き上げられて 5 万 7,600 円に、それぞれ負担が増える。必要な医療を受ける障害になる事態です。

以上、指摘し反対いたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この平成 29 年度国保の予算につきましては、対前年比 3.1 パーセントの増、総事業費予算総額 2 億 7,700 万円（休憩後 27 億 7,000 万円と訂正あり）で推計をされています。

この内容につきましては、特別委員会のほうでも明らかなように、過去 3 年間の医療費の動向等を適切に勘案し、さらには被保険者に対する負担の軽減を図るために、適法、適切な軽減、あるいは免除制度を運用された中での予算措置だというふうに理解をしております。

この予算審議並びに先ほどの反対討論の中でもご指摘があった件でありますけれども、被保険者、加入者の負担増に伴う、この部分についての軽減策をもっと強化せよということでもありますけれども、全体、委員会でも明らかなように、被保険者、加入世帯の負担額というのは、国保税平均 1 世帯当たり兵庫県下においては 9 万 4,000 円。これに対しまして佐用町では 7 万 9,000 円というふうになっていて、その比較からも、あるいは県下の他の被保険者の動向からしても、佐用町がいかに加入世帯の負担軽減を図っているかという

ことは明らかであります。

さらに、この 7 万 9,000 円の保険税にするための努力として、一般会計からの繰り入れ、これは法的な繰り入れ部分をのけた法定外の繰入分 9,000 万円ですね、これを佐用町の加入世帯、あるいは加入者総数で割りますと 1 世帯当たり約 3 万 6,000 円。被保険者に置きかえますと 2 万円相当の負担軽減を図っているということでもあります。

先ほど言いましたように、世帯平均 9 万 4,000 円、県下平均の保険税、佐用町においては 7 万 9,000 円、これを比較しますと、この繰入額 9,000 万円を加入世帯、2,600 世帯等で割りますと約 3 万 6,000 円相当の減額に値する。要は、保険税の約 3 分の 1 以上の金額は、既に一般会計からの繰り入れをもって減額をされているという結果になっています。

これ以上の会計からの繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を図るということは、これは他の住民サービス等にも影響し、その公共性からも疑義が生じるところであります。

それを押してでも、政治的な判断を含め、過去にこれまで、この繰入額を増額し、適正な予算を組み上げるところでありまして、その経緯も踏まえ、この 29 年度予算が措置されていることを適正と認め、賛成討論とさせていただきます。

さらに、もう 1 点申し上げますと、委員会の中でも申し上げましたし、本定例会の中でも明らかなように、2025 年問題等を勘案しますと、今後、国民健康保険の運営というのは、さらに厳しくなってくると思います。こうした運営に対して、保険者である佐用町、私たち佐用町議会も、さらに医療の予防事業の推進を強めていくことを希望し、賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 9、議案第 43 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 43 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

反対の理由は、保険料の引き上げたことです。

後期高齢者医療制度は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が 2 年ごとに引き上げになる仕組みになっております。後期高齢者保険料は、28、29 年度分で、均等割額を年額で 4 万 7,603 円より 694 円引き上げ 4 万 8,297 円に、所得割率は 9.7 パーセントより 0.47 ポイント引き上げ 10.17 パーセントとしました。

今年は、医療保険制度の見直しで、4月から低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小します。所得に応じて支払う所得割は5割軽減から2割軽減に。非被用者、保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移らされた人の保険料の低額部分は9割軽減から7割軽減に減らされるということになります。年金の引き下げなど、高齢者にとって、生活がますます苦しくなるもとの保険料は、引き下げこそ必要です。

以上、指摘し、反対討論とします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 議案第 43 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算の編成に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本制度の運営におきましては、県広域連合と各市町村でされており県下統一の保険料でございます。

平成 29 年度の予算額においては、昨年度の当初予算額と比較をすると 99.77 パーセント。後期高齢者人口の増加、医療費の増加という背景を考慮し、保険料収入は 2.3 パーセントの増加ではあるものの、加入者への負担は低所得者軽減で対応をされております。

歳出に関しましては、広域連合への納付金が主なものであり、不足分については、一般会計からの繰り入れを行い加入者の医療費を安定に守る予算編成となっております。

以上の理由から賛成をいたします。

議長（岡本安夫君） ほかに、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 43 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 44 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 44 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

今年度は、平成 27 年度から始まった第 6 期の最終年度です。佐用町の 1 号介護保険料

は、月額 5,600 円で、全国平均 5,514 円を上回っています。期を経るごとに保険料が高騰し、各地で一般会計からの繰り入れを行うなどして保険料の値上げを抑える取り組みが行われております。

介護保険料の軽減について、一般会計からの繰り入れで軽減することについて、国は禁止していないことが平成 14 年 3 月 19 日、参議院厚生労働委員会の国会答弁でも明らかになっています。

介護保険料負担が限界に達しています。介護保険料軽減のために、町は一般会計からの繰り入れを決断し、軽減すべきです。

国には、低所得者の保険料の減免制度をつくることを働きかけるべきです。

町が行う地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業へ平成 29 年度から移行します。サービスの切り下げにならないよう取り組みを求めます。

平成 27 年度特養入居者は原則要介護 3 以上に限定。介護施設の部屋代や食事代を国が補足する補足給付の縮小、所得 160 万円以上の人を対象に利用料が 2 割引き上げられています。

平成 29 年度からは高額介護サービスの月額上限を 3 万 7,200 円から 4 万 4,400 円に引き上げます。介護保険料は上がり続け、いや応なしの年金からの天引きで高齢者の生活を圧迫。給付は抑制するということになっております。

以上、指摘し、反対します。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 議案第 44 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

佐用町の人口は減少の一途であります。加えて、その人口構成は 65 歳以上が約 6,500 名、これは人口の約 38 パーセントを占めます。

また、その中で、要支援・要介護の対象者は 1,500 名、これは対象者の約 23 パーセント、人口の 8.6 パーセントに当たります。

そういった背景において、昨年度の当初予算と比較すると、事業勘定で 104.5 パーセントとなっております。これは、給付額の伸び率 4 パーセントを想定した編成となっております。これは、対象者の需要に伴う保険給付費の増加見込みによる対応であります。

不足する額につきましては、一般会計基金から繰り入れ、また、低所得者保険料減免繰り入れ等の対策もとりながら、加入する要介護者の皆さんが安心してサービスを受けられる予算編成となっております。

また、いきいき百歳体操や公文式頭の体操の普及推進予算も盛り込み、積極的に予防にも取り組もうとしている、評価できる予算編成であることを付け加えるとともに、今後さらなる予防への積極的な取り組みを要望した上で、賛成をいたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 44 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午前 10 時 55 分とします。

午前 10 時 40 分 休憩

午後 10 時 55 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開しますが、先ほど、石堂議員より訂正の申し出がありましたので、発言を許可しております。
はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 失礼します。私、先ほど、議案第 42 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に賛成する立場で討論をさせていただきました。その討論中、平成 29 年度の国民健康保険における当初予算を 2 億 7,000 万円と申し上げましたが、正しくは、27 億 7,000 万円の発言誤りであります。お詫びして、訂正をさせていただきたいと思いません。よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） それでは、続いて日程第 11、議案第 45 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 12、議案第 46 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 13、議案第 47 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 14、議案第 48 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて日程第 15、議案第 49 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 50 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 50 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 17、議案第 51 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 18、議案第 52 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 52 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 19、議案第 53 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 20、議案第 54 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 21、議案第 55 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 55 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 22 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 23. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思いをします。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 76 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本当にこう、3月議会ということで、いろんな行事というか、各会議の案内がたくさんありました。その中でも特に予算議会と言います中で、予算特別委員会の金谷委員長、そして、加古原副委員長には、大変ご尽力いただきまして、本当に御苦労さまでした。

また、年度が変わりますと、また、次々また、新しい、いろんな行事なんかもありますので、また、議員さんそれぞれ忙しいのですけれども、十分健康に留意されまして、議員活動を続けていただきたいと思います。本当に、今日は御苦労さまでした。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） どうもありがとうございました。

それでは、定例会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、今期議会、3月定例議会に提案をさせていただきました次年度、29年度の一般会計、また、特別会計予算につきまして、予算そしてそれぞれの条例案の改正全て十分ご審議いただきましてご承認をいただき、可決、決定いただきまして、本当にありがとうございました。

もう 28 年度も、あと残すところ 1 週間ほどになりました。年度末、いろいろな行事も無事終わることができました。まだ、明日、徳久保育園の閉園式が残っておりますけれども、昨日の小学校の卒業式、そして午後から皆さんにご出席いただきました、まなび舎農園のお披露目、それぞれ計画どおり事業を進めることができて大変嬉しく思っております。

改めて、この 28 年度 1 年間、議員の皆さん方には、それぞれ、いろいろとご指導をいただき、また、ご協力を賜り、おかげさまでおおむね予定どおり、こうした事業も順調に進めることができたことに、厚くお礼を申し上げたいと思います。

予算も次年度のご承認いただきました。29 年度も引き続いて行政の推進、いろいろと計画をさせていただいております。計画的に、また、切れ目なく執行していきたいと、いかなければならないということで、新年度における、また、職員の異動もして、体制を整えております。引き続き、皆さん方のご指導とご協力を、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

気候も、本当に今年春が、ちょっと遅いのですが、4月2日には、桜まつりも予定をしております。これから一気に春に向かって気候も進むと思いますけれども、健康に十分ご留意をいただきまして、今年度に引き続いて、次年度もますます議員活動、活発な元気な議員活動を、ご活躍をされますように、ご祈念申し上げましてお礼の御挨拶にさせていただきます。まことにありがとうございました。

午前 11 時 08 分 閉会
